

項目	日本 	アメリカ 	イギリス 	ドイツ 	フランス 
子の引渡し・返還	執行機関 (国内)	執行場所を管轄する地裁の執行官(子の引渡しを命じた裁判所とは別)	子の引渡しを命じた家事裁判所	引渡し等の目的である子が執行開始時点において日常滞在している地を管轄する裁判所(区裁判所)	子の引渡しを命じた裁判官(間接強制を命じる場合)
	執行機関 (ハーグ)	東京家庭裁判所又は大阪家庭裁判所(執行場所に行くのは、子の所在地を管轄する地裁の執行官)	子の返還を命じた裁判所(原則: ロンドンの高等法院家事部、家事裁判所への移送も可能)	子の返還を命じた裁判所(州の一部の家庭裁判所及びその上級審である上級裁判所)	子の返還事件の管轄権を有する大審裁判所(各控訴院の管轄区域ごとに1つずつ指定されたもの)で、子の所在地を管轄するものに所属する共和国検事
	子の引渡し・返還に応じない場合の執行手続  (注) フランスを除き、多少の運用上の違いはあるものの、基本的に国内事案とハーグ事案との間で、法制に大きな差はないようである。	間接強制(義務を履行するまで一定額の金銭の支払を命ずるもの)  直接強制・代替執行(執行官が債務者から子を取り上げて債権者に引き渡すもの)  執行手続とは別に、人身保護手続(審問期日への出頭命令に従わなければ身柄を拘束)も存在	刑事又は民事の裁判所侮辱(制裁金または罰金、身柄拘束。詳細は州法による。) カリフォルニア州では検察官に広い裁量を与えられ、刑事訴追と民事執行の双方を検討する権限が与えられているが、実際には子の利益や親子の関係維持を考慮して民事執行をすること  ○間接強制  ○子に急迫の危険がある場合には、極めて迅速な暫定的救済の手続があり、warrant(令状)により子を保護(ピックアップ)し、裁判所が指定する場所に滞在させること等を命ずることも可能 [子の監護に係る管轄及び執行に関する統一法(UCCJEA)第311条以下] UCCJEAは、現在マサチューセッツ州で審議されているほか、全州・特別区で採択されている。	執行裁判所の命令により、執行官又は警察が子を解放し権利者に引き渡す(1986年家族法34条)  裁判所侮辱罪(2年以下の身柄拘束又は2500ポンド以下の制裁金)(1981年裁判所侮辱法第14条)	秩序金(子の引渡しが生ずるまで2万5000ユーロを上限とする制裁金を課すもの)  秩序拘禁(秩序金の取立てができないとき又は秩序金の支払命令が効を奏する見込みがないときに最長6か月間身柄を拘束するもの) (以上につき、国内事案では家事事件及び非訟事件の手続に関する法律89条、ハーグ事案では国際家事法領域における特定の法的手段の実施のための法律44条) 秩序拘禁は、実務上、子の心身への影響に配慮して非常に謙抑的な運用がされていること  直接強制(執行裁判所の執行官が債務者から子を取り上げて権利者に引き渡すもの)(家事事件及び非訟事件の手続に関する法律90条)  法律上、秩序金の決定が効を奏しなかった場合、秩序金の決定が効を奏する見込みがない場合、裁判を即時に執行することが必要不可欠である場合に限る(さらに、子に対する有形力の行使については、子の福祉に鑑みて正当と認められ、かつ、より平穏な方法によっては義務の履行強制が不可能である場合に限る)との要件あり